



令和4年12月6日
子育て施策調整担当

市政記者各位

出産・子育てを応援するための経済的支援をスタートします

国の総合経済対策の一環として、出産・子育て世帯に10万円相当の経済的支援を行うことが決定いたしました。これを受け、福岡市では、令和5年1月から、現金10万円（妊娠時5万円、出産時5万円）を給付する事業をスタートします。

※予算の補正が必要であるため、議会に諮りながら進めます。

記

1. 対象となる方

- 令和4年4月以降に出産した人
- ※ 所得による制限はありません

2. 給付金支給の流れ

- 妊娠届出書提出時
区役所等で保健師等と面談を実施、必要な手続き後、指定された口座へ5万円を振込。
- 出産後
赤ちゃんが生まれた全ての家庭を保健師等が生後3ヶ月頃までに訪問（乳児家庭全戸訪問等）し、指定された口座へ5万円を振込。

※既に妊娠届出書を提出済み、または出産済みの方の手続きは、改めてお知らせします。

3. スケジュール

- 令和5年1月～ 受付開始
- 令和5年2月下旬 給付金初回振込予定

今後、詳細について決定次第、ホームページ等でお知らせします。

【問い合わせ先】

こども未来局課長（子育て施策調整担当）
松田、南川 TEL：092-707-3905